



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

大阪府中央区城見二丁目 2 番 2 2 号
伊藤忠食品株式会社
代表取締役 社長執行役員 星 秀一
(コード番号：2692 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 酒井 健雄
(TEL. 03-5411-8513)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 17 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 配送センター建物等を利用した発電及び売電事業を行うことにより、非常時の電源確保ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した経費削減を図るため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、当該取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条(取締役の責任免除)及び第 40 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)	(1)
～ (条 文 省 略)	～ (現 行 ど お り)
(27)	(27)
(新 設)	<u>(28)</u> 発電および売電に関する事業。
<u>(28)</u> 前各号に関連する一切の業務。	<u>(29)</u> 前各号に関連する一切の業務。

<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該<u>社外</u>取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該<u>社外</u>監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月17日(水)
定款変更の効力発生日 平成27年6月17日(水)

以上